

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p>(一般的利用条件)</p> <p>第17条 外国宛てに<u>第31条(特別郵袋印刷物)に定める特別郵袋印刷物、第33条(小形包装物)に定める小形包装物を差し出す場合</u>、又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の<u>税関告知書CN22(以下「CN22」といいます。)</u>を郵便物に添付していただきます。<u>CN22は、名宛面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下に貼り付けていただきます。</u></p> <p>2 前項の郵便物について、<u>内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関告知書CN23(以下「CN23」といいます。)</u>を添付していただきます。<u>名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</u></p> <p>3 差出人は、<u>CN22又はCN23</u>を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。</p> <p>4 第1項に規定する郵便物を差し出そうとする者は、当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</p> <p>5・6 (略)</p> | <p>(一般的利用条件)</p> <p>第17条 外国宛てに特別郵袋印刷物、小形包装物又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合は、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の<u>税関告知書CN23(以下「CN23」といいます。)</u>を郵便物に添付していただきます。<u>名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</u></p> <p>2 前項の郵便物について、差出人が選択する場合には、<u>CN23に代えて当社所定の税関告知書CN22(以下「CN22」といいます。)</u>を添付していただきます。<u>この場合、CN22は、郵便物の外部に貼り付けていただきます。</u></p> <p>3 差出人は、<u>CN23又はCN22</u>を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。</p> <p>4 <u>第2項の規定により</u>第1項に規定する郵便物を差し出そうとする者は、当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</p> <p>5・6 (略)</p> |
| <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を<u>添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して</u>添付すること。名宛国ごとの<u>CN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によること。</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定の<u>CN23又はCN22</u>を添付すること。名宛国ごとの<u>CN23又はCN22の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によること。</u></p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(取扱中に係る郵便物の開示)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 当社は、差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができないときは、その郵便物を開くことがあります。ただし、<u>CN22又はCN23</u>の添付のない封かんした書状は、開かないで差出人に返還します。</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定の<u>CN22及びCN23並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載して</u>いただきます。</p> <p>4～6 (略)</p> | <p>(取扱中に係る郵便物の開示)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 当社は、差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができないときは、その郵便物を開くことがあります。ただし、<u>CN23又はCN22</u>の添付のない封かんした書状は、開かないで差出人に返還します。</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定の<u>CN23及びCN22並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載して</u>いただきます。</p> <p>4～6 (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(郵便物の取扱い) 第108条 (略) 2 (略) 3 前項(1)の郵便物の差出人は、差出しの際、第17条(一般的利用条件)第1項又は第2項に規定する<u>CN22</u>又は<u>CN23</u>を添付していただきます。</p> | <p>(郵便物の取扱い) 第108条 (略) 2 (略) 3 前項(1)の郵便物の差出人は、差出しの際、第17条(一般的利用条件)第1項又は第2項に規定する<u>CN23</u>又は<u>CN22</u>を添付していただきます。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (****年**月**日 2022-****第****号)</u></p> <p><u>この改正規定は、2023年6月1日から実施します。</u></p> |
|--|--|